

事前協議書

行為の名称 (イベント名等)			
主催者名		連絡先	
担当者		連絡先	
使用期間 (使用時間)	設営: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (時 ~ 時)		
	実施: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (時 ~ 時)		
	撤去: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (時 ~ 時)		
概要	使用形態	一般利用 ・ 商業利用	
	使用場所	北口広場① ・ 北口広場② ・ 北口広場③ ・ 南口広場	
	使用内容	(イベントの種別と内容について、現時点での予定をできるだけ詳細に記入)	

- * 1 太枠の中を記入し、配置図を添えて事前協議書を提出してください
- * 2 下記項目について、担当者と協議を行い、受付印を押した写しを必ずお持ち帰りください
- * 3 本事前協議書の記入内容は、情報公開となります

対応者: _____

受付印

使用にあたっての遵守事項

- * 関係する項目にチェックを入れ、関係のない項目は抹消線を引くこと
- 使用時間は9時から21時まで
- 車両を広場に乗入れる場合は、タイヤが直接路面に接しないようにコンパネ等で養生
- 広場内に乗入れることができる車両の重量は、積載荷重を含み8t未満
- 広場内を車両が通行する場合は、歩行者の安全対策を十分に行う
- 資材等の搬入搬出の際は、広場内施設が汚れたり破損したりしないよう十分な措置を行う
- 世界地図、噴水、ベンチ、植栽の上は、車両の通行はできない
- 世界地図、噴水、ベンチ、植栽、点字ブロックの上は、駐車、停車、資材等の仮置きはできない
- 搬入搬出等に必要車両については、使用者において駐車場を確保する
- 資材等の積込積卸時間以外は広場内に駐車はできない

次ページに続く

- テント等設営の際は、広場内施設が汚れたり破損したりしないよう十分な措置を行う
- 世界地図、噴水、ベンチ、植栽、点字ブロック、消火栓や防火水槽の取水口の上は、資材等を置いたり、テント等を設置することはできない
- テント等はコンパネ等で養生を行い設置する
- 路面や施設が汚れる恐れがあるときは汚れないような措置を取る
- 発動発電機等の排気を伴う設備や車両の配置については、樹木や植栽、歩行者に排気がかからないよう処置をする
- 照明や樹木には、はり紙や看板の設置、防護柵等の設置やロープの巻付け等はない
- テント等の配置は、広場利用者が閉塞感を感じないレイアウトとし会場内を容易に通り返ける配置とする
- 会場には3m以上の幅で通行できる出入口を数か所設け、歩行者の通り返けに支障がないような配置とする
- 大友宗麟公像、聖フランシスコ・ザビエル像、時のベンチ、噴水の観覧や利用を妨げないよう各施設から2m以上間隔をあける
- テントとテントの間隔は3m以上離し、通路として使用できるよう物を置かないこと。ただし、17mまでは連続して設置できるものとする
- テント等を連続して設置できる幅は17m以下
- バス乗降場の横断歩道の前は10m以上の空間を確保する
- 使用期間中及び使用終了後は広場内のゴミ拾い等の清掃を行う
- 貸出区域内の施設や路面の汚れは、使用者の責任において清掃する
- 火気の使用は、テント又はコンテナ内に限る
- 火気使用時の熱源は、電気及びガスに限る
- 火気使用時は、周囲へ火の粉やすず、油などが飛び散らない措置を行う
- 使用に係る関係法令の遵守は使用者の責任において対応する
- 広場内は指定喫煙所以外での喫煙及び自転車の駐輪はできない
- 飲食及び火気を使用する行為は、消防署、保健所、上下水道部宮業課へ1週間前までに手続きを行う
- 上記の手続きに伴う許可証等の写しを使用日までに提出する
- 音が発生する場合は、広場に隣接する周辺店舗等へ必ず事前連絡を行い十分な調整を図る
- 商業利用については貸出区域に隣接する店舗等へ必ず事前に連絡を行い十分な調整を図る
- 飲食を伴う場合、貸出区域内にゴミ箱を設置する
- 飲食を伴う場合、広場内(貸出区域外も含む)にある既設のゴミ箱のゴミが溢れた時は回収し処分する
- 広場内(貸出区域外も含む)にある既設の灰皿が溢れた時は吸殻を回収し処分する
- 飲食を伴う場合、利用者の食べこぼし等による汚れのひどいものについても使用者が清掃する
- 飲食を伴う場合において、2日以上連続して使用する場合は仮設トイレを設置する
- 現地に使用責任者を必ず常駐させる
- 使用に起因する事故や苦情等については使用者の責任において速やかに解決処理する

その他特記事項